

受付 番号	種目番号 —	連絡先	委託担当 健康福祉局 健康安全部 健康安全課 担当者 小林 電話 671-4190
----------	-----------	-----	---

設 計 書

- 1 委託名 成人用肺炎球菌ワクチン予防接種個別通知作業委託

- 2 履行場所 受託業者内

- 3 履行期間 期間 契約締結日から平成31年7月31日まで
 又は期限 期限 平成 年 月 日まで

- 4 契約区分 確定契約 概算契約 単価契約

- 5 その他特約事項 _____

- 6 現場説明 不要
要 (月 日 時 分、 場所)

- 7 委託概要 別添仕様書のとおり

8 部分払

する (回以内)

しない

部分払の基準

業 務 内 容	履行予定月	数 量	単 位	単 価	金 額

* 単価及び金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額

* 概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む。

委託代金額 (_____ . -)

内訳 業 務 価 格 ----- (_____ . -) -----

消費税及び地方消費税相当額 ----- (_____ . -) -----

内 訳 書

名 称	形状寸法等	数量	単位	単価 (円)	金額 (円)	摘要
印刷 ①通知文		(142,900)	枚			
②ご案内		(239,850)	部			
③予診票		(146,700)	部			
④協力医療機関名簿		(143,900)	部			
⑤専用窓あき封筒		(141,500)	部			
封入封かん		(140,000)	件			
CSV ファイルの印字 (①通知文に印字)		(140,000)	件			
郵便局持ち込み		1	式			
計						
消費税相当額						
合 計						

仕 様 書

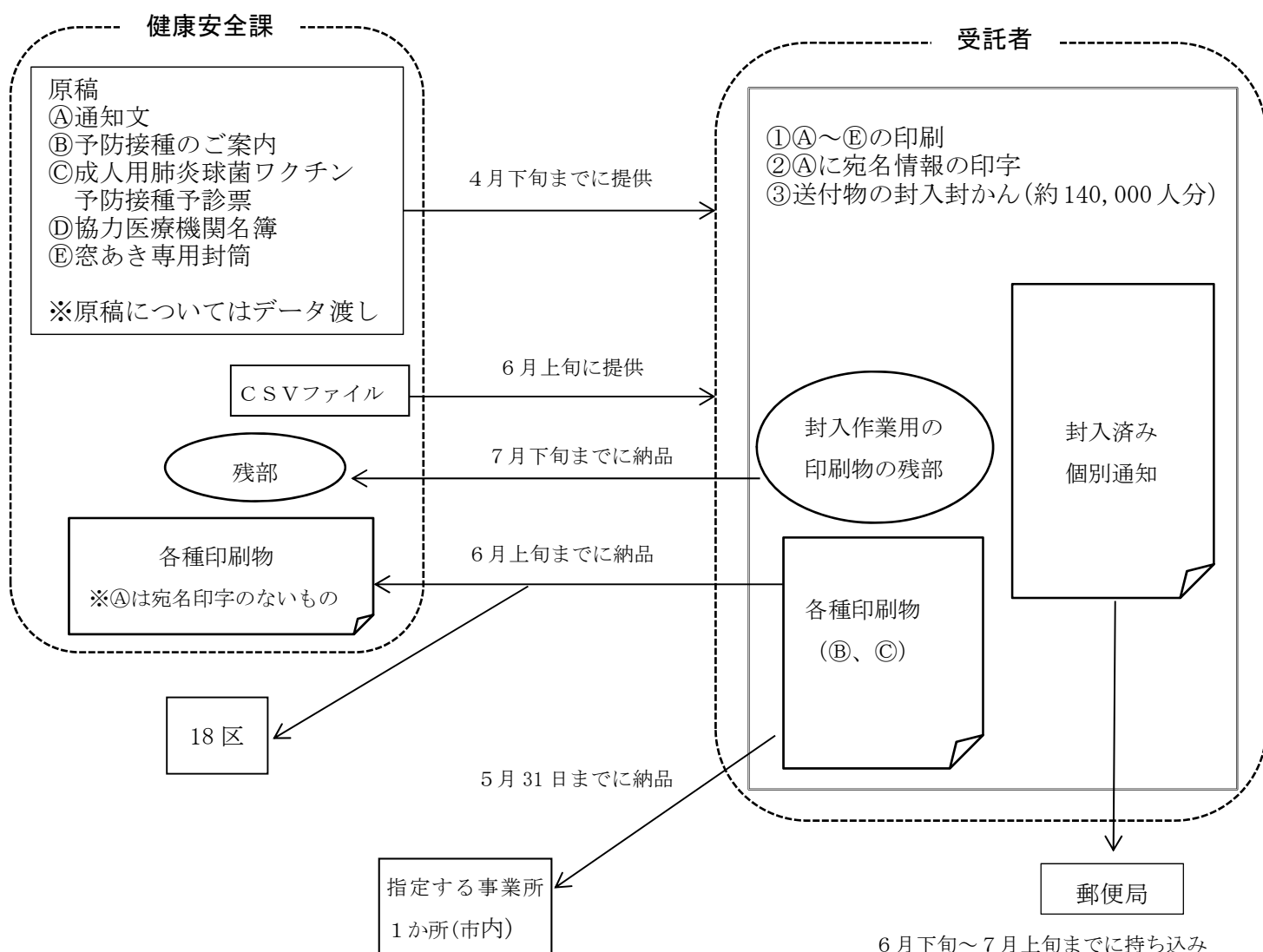
件 名：横浜市成人用肺炎球菌ワクチン予防接種個別通知作業委託

委託期間：契約締結日から平成 31 年 7 月 31 日まで

業務概要：横浜市が実施する成人用肺炎球菌ワクチン予防接種事業のうち、接種対象者への個別通知に係る書類等の印刷及び封入・封かんの一連の作業を委託します。

- ①対象者への個別通知で送付する書類及び封筒の印刷
- ②CSVファイルをもとにした書類への宛先の印字（印刷物の印字位置調整及び調整結果報告書の提出含む）
- ③専用封筒への送付物の封入封かん作業
- ④郵便局への持ち込み

【スケジュール】



④ 成人用肺炎球菌ワクチン予防接種協力医療機関名簿

143,900部(概算)

※区毎の枚数は概ね次のとおり

①鶴見区	9,900部
②神奈川区	8,800部
③西区	3,400部
④中区	5,800部
⑤南区	8,000部
⑥港南区	9,300部
⑦保土ヶ谷区	8,500部
⑧旭区	11,000部
⑨磯子区	7,200部
⑩金沢区	9,000部
⑪港北区	11,200部
⑫緑区	6,700部
⑬青葉区	10,400部
⑭都筑区	5,900部
⑮戸塚区	10,900部
⑯栄区	5,600部
⑰泉区	6,900部
⑱瀬谷区	5,400部

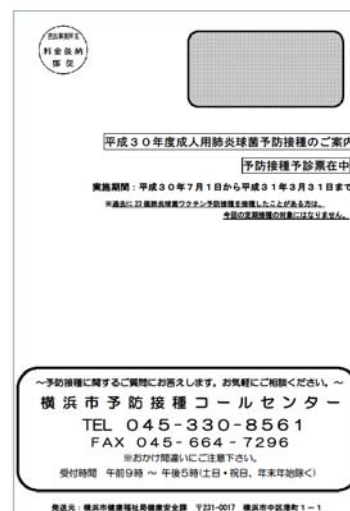
- 紙色：レモン色
※使用する用紙の色調については契約決定後、協議のうえ決定する。
- 紙質：色上質薄口
- 体裁：A3判 二つ折り 片面又は両面印刷(区ごとのページ数による)
インク 黒
- 原稿：原稿渡し (Word形式)
4月下旬までに提供
※18区で各々原稿が異なります。
- 校正：1回
- 梱包：区別にして、1束50部の帯留め

横浜市予診接種協力医療機関名簿【中区】			横浜市予診接種協力医療機関名簿【中区】		
区	施設名称	電話番号	区	施設名称	電話番号
①	区立西谷クリニック	045-851-2622	①	区立西谷クリニック	045-851-2622
②	区立戸塚クリニック	045-851-2622	②	区立戸塚クリニック	045-851-2622
③	区立磯子クリニック	045-851-2622	③	区立磯子クリニック	045-851-2622
④	区立金沢クリニック	045-851-2622	④	区立金沢クリニック	045-851-2622
⑤	区立港南クリニック	045-851-2622	⑤	区立港南クリニック	045-851-2622
⑥	区立保土ヶ谷クリニック	045-851-2622	⑥	区立保土ヶ谷クリニック	045-851-2622
⑦	区立旭クリニック	045-851-2622	⑦	区立旭クリニック	045-851-2622
⑧	区立磯子クリニック	045-851-2622	⑧	区立磯子クリニック	045-851-2622
⑨	区立金沢クリニック	045-851-2622	⑨	区立金沢クリニック	045-851-2622
⑩	区立港南クリニック	045-851-2622	⑩	区立港南クリニック	045-851-2622
⑪	区立保土ヶ谷クリニック	045-851-2622	⑪	区立保土ヶ谷クリニック	045-851-2622
⑫	区立旭クリニック	045-851-2622	⑫	区立旭クリニック	045-851-2622
⑬	区立磯子クリニック	045-851-2622	⑬	区立磯子クリニック	045-851-2622
⑭	区立金沢クリニック	045-851-2622	⑭	区立金沢クリニック	045-851-2622
⑮	区立港南クリニック	045-851-2622	⑮	区立港南クリニック	045-851-2622
⑯	区立保土ヶ谷クリニック	045-851-2622	⑯	区立保土ヶ谷クリニック	045-851-2622
⑰	区立旭クリニック	045-851-2622	⑰	区立旭クリニック	045-851-2622
⑱	区立磯子クリニック	045-851-2622	⑱	区立磯子クリニック	045-851-2622

⑤ 窓あき専用封筒

141,500部(概算)

- 用紙：スカイ (一色刷)
(厚さは85g/m²程度)
- 体裁：A4封入サイズ
- 窓あき部分：
1か所設け、㊤通知文に印字した宛て先情報(郵便番号、送付先住所、宛て名、バーコード等)が、窓から確認できるようにすること。
- デザイン：
委託者が提供したデータを基に、受託者が提案し、協議のうえ決定する。
- 原稿：原稿渡し (Word形式)
4月下旬までに提供
- 校正：2回



- (2) 市内各区役所、健康福祉局健康安全課及び指定する事業者への納品数
 5月31日までに、指定する事業所1か所に納品する。
 6月上旬までに、健康安全課及び18区役所福祉保健課に納品する。
 ※各区及び健康安全課の配付数は原稿の引き渡しまでに確定（表は暫定値）

平成31年度成人用肺炎球菌ワクチン予防接種関係書類配付数

	㉔ 通知文（束） 1セット(50部) 部数/全体数		㉕ ご案内（束） 1セット(50部)部数/ 全体数		㉖ 予診票 （枚）	㉗ 名簿（束） 1セット(50部)部数/ 全体数		㉘ 封筒（枚）
鶴見	4	200	40	2,000	300	2	100	
神奈川	6	300	10	500	300	8	400	
西	1	50	10	500	300	1	50	
中	1	50	16	800	200	1	50	
南	1	50	16	800	250	2	100	
港南	1	50	10	500	200	1	50	
保土ヶ谷	2	100	20	1,000	400	2	100	
旭	2	100	20	1,000	700	4	200	
磯子	1	50	10	500	200	2	100	
金沢	2	100	20	1,000	200	1	50	
港北	3	150	36	1,800	400	3	150	
緑	1	50	20	1,000	150	1	50	
青葉	1	50	5	250	250	1	50	
都筑	1	50	10	500	250	1	50	
戸塚	1	50	10	500	300	1	50	
栄	2	100	20	1,000	700	2	100	
泉	2	100	10	500	200	4	200	
瀬谷	2	100	14	700	200	2	100	
健康安全課	24	1,200	40	2,000	1200	0	-	1500
指定する事業所 1か所(市内)		-	1660	83,000			-	
合計	58	2,900	1997	99,850	6700	39	1,950	1500

※㉗医療機関名簿については、各区への納品はそれぞれの該当区の名簿を、健康安全課への納品は、各区の名簿を数部ずつ見本として提供すること。

2 通知文への印字

C S Vファイルにて、㊤通知文の指定位置に宛名情報（郵便番号・住所・氏名）を印字する。住民情報のデータ及び外字データを委託者から支給する。（5月下旬から6月上旬頃提供予定。）受領の際は、セキュリティの高い配達手段を使用すること。

- (1) 提供方法 電子送付またはCD-Rでの受け渡し
- (2) ファイル名 YobouessyuGroup6.csv（仮）
- (3) データ形式 C S Vファイル（Unicode テキスト形式（BOM付、UTF-16LE））カンマ区切り
- (4) 外字ファイル 提供する（TTE ファイル形式）

※必ず初回印字作業前にテストし、調整結果報告書を作成し、健康安全課に提出すること。外字（文字の桁溢れ）補記対象者・・・住民情報データを利用して、宛名が正しく印字されていない㊤通知文を引き抜き、健康安全課に引き渡すこと。

3 封入封かん作業

封筒の窓から㊤通知文の宛名が見えるように㊤～㊨の印刷物を並べて、㊩窓あき専用封筒に封入封かんする。（㊨協力医療機関名簿は、㊤通知文の宛先の区と同じ区の名簿を封入すること。）

※封入封かん作業は、区等別（各グループ）で作業工程を分けるなど、宛先に対し間違った書類を同封しないよう工夫してください。

委託期間中、担当職員が作業内容を検査させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

4 郵便局への書類の持ち込み

- (1) 料金後納郵便物差出票（以下「差出票」という。）を作成し、郵便局の「郵便区内特別郵便物」（以下「区内特」という。）特別料金(4)の適用を受けることのできる条件（※別紙参照）を充足したうえで、7月上旬までに、横浜市内各郵便区の「区内特」取扱局に書類を差し出す。
- (2) 受託者は郵便物を差し出した後、郵便局から受領印を押印された差出票を回収する。
- (3) 郵便物の搬送に当たっては、施錠可能な有蓋車（幌付車を除く。）を使用し、搬送物の保全に万全を期すこと。搬送中は落下防止策を講じる等、途中で搬送物の破損・汚損がないよう努めるとともに、搬送および搬送に付随する作業の過程で、搬送物が外部に漏れることのないよう厳重に管理する。また、万が一、搬送中に事故が発生した場合は、直ちに委託者へ連絡すること。
- (4) 受託者は郵便局からの問合せおよび苦情に対応し、問題等の解決を行うのと同時に、必要なときは、当該郵便局に出向き折衝する。また受託者は郵便局からの問合せ業務に関する窓口を一元化するとともに、迅速に対応できる体制を整えること。

5 残部の納品

封入封かん後の最終的な残部を、7月下旬までに健康安全課に納品する。

6 その他

- (1) 履行場所は受託業者に一任するが、各種書類は施錠可能な場所で厳重に保管すること。
横浜市が提供する印刷物については、市外への搬出ができないため、契約締結後、受託業者が市内の指定場所まで受け取りに来ること。
- (2) 汚損又は毀損した個人情報印字書類及び作業に要した個人情報データファイルは、責任をもって処分すること。
- (3) 横浜市が規定する「個人情報取扱特記事項」及び「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」に基づいた取り扱いとする。
- (4) この仕様書に定めのない項目については、必要に応じて協議し定めることとする。

郵便区内特別郵便物

特別料金(2)～特別料金(4)の適用を受ける場合 (ご利用の条件)

特別料金の種類	特別料金(2) (バーコード付1)	特別料金(3) (バーコード付2)	特別料金(4) (区分差し)
差出人	同一差出人に限ります。		
郵便物の種類	バーコード記載による特別料金の取扱局として指定された郵便局に差し出される厚さ6mm以下で封筒の材質等一定の条件を満たす定形郵便物に限ります。		定形郵便物(左の郵便物の種類およびあて先の条件を満たすものを除きます。)、定形外郵便物のいずれかに限ります。
あて先	別に定める郵便局(※)の同一の郵便区内のみにおいてその引き受けおよび配達を行うものに限ります。		同一の郵便区内のみにおいてその引き受けおよび配達を行うものに限ります。
バーコードの記載方法	受取人の住所等を表す所定のバーコードを郵便物に記載してください。		-----
形状・重量・取り扱い	形状、重量および取り扱いが同一のものに限ります。ただし、同一重量帯のものを、差出郵便局が指定するところにより取りまとめた上、差出郵便局が指示する事項を記載した書面またはその事項を記録した電磁的記録媒体(当社が指定するものに限ります。)を添える等一定の条件を満たすときは、形状または重量が異なるものを差し出すことができます。		長さ34cm以内、幅25cm以内、重量250g以内で、形状、重量および取り扱いが同一のものに限ります。ただし、同一重量帯のものを、差出郵便局が指定するところにより取りまとめた上、差出郵便局が指示する事項を記載した書面またはその事項を記録した電磁的記録媒体(当社が指定するものに限ります。)を添える等一定の条件を満たすときは、形状または重量が異なるものを差し出すことができます。
差出通数	同時に100通以上差し出してください。	同時に1,000通以上差し出してください。	同時に1,000通以上差し出してください。
料金支払方法	料金別納、料金後納、料金計器別納のいずれかに限ります。		
事前区分等	一部がバーコード付郵便物の場合は、バーコード付郵便物とそれ以外の郵便物とに区分してください(この場合、バーコード付郵便物以外のものには、特別料金(1)が適用されます。)	バーコード付郵便物が100通以上の場合に限り、	バーコード付郵便物が1,000通以上の場合に限り、
配達日数	---	その郵便物をこれと同種の他の郵便物の配達日数に3日程度加算した日数により配達をする特別な取り扱いをすることの承諾をしていただきます。	
オプションサービス	オプションサービスを付加することはできません。		

バーコード付料金が適用される条件(郵便物の種類およびあて先)を満たす定形郵便物であっても、差出郵便局がバーコード記載による特別料金の取扱局として指定された日から3年以内であれば、「特別料金(4)」の対象となります。